

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 日

居宅介護事業所・指定相談支援事業所 管理者 様

奈良市役所障がい福祉課

新型コロナウイルス感染症対策の一環としてのWEB診療に関するサービス費
算定方法について（周知）

平素は奈良市の福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、居宅介護サービス費の算定方法について、書面にて周知させていただきます。

昨今の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、医療機関でのWEB診療の運用が進められておりますが、居宅介護（通院等介助）を利用して通院を行っていた利用者が、新型コロナウイルス感染症対策の一環としてWEB診療にて受診した際の居宅介護サービス費の算定方法について厚生労働省に確認した結果、**「外出を伴っていない以上、通院等介助としての算定はできないが、身体介護・家事援助のどちらかとして算定することは可能。その際、当初の通院の趣旨に応じていずれの報酬を算定するか判断する。」**との回答がありました。

つきましては、当初の通院の趣旨が院内介助等、利用者の身体に対する支援を主としていた場合については身体介護として、利用者本人に代わって診察内容の聞き取りを主としていた場合は家事援助として算定するなど、状況に応じてご判断いただきますようお願い致します。

なお、WEB診療を受診、身体介護・家事援助の支援を行ったことで、支給決定時間が不足する、WEB診療の予定があるが通院等介助しか支給決定を受けていない、などのケースが想定されるため、上記の場合はWEB診療が必要になると判断された段階でサービス支給量の変更又はサービス追加申請を頂きますよう、お願い申し上げます。

（問い合わせ）

奈良市役所障がい福祉課

自立支援給付係

TEL 0742-34-3493

FAX 0742-34-5080